

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の連絡先一覧 (令和2年9月18日現在)

対象者	分類	支援メニュー	内容	連絡先(電話番号)
・ 労働者 事業者	相談	総合経営相談窓口(区内中小事業者向け)	<p>【相談内容】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化や業態転換、働き方改革等、課題の整理と目標の明確化や取り組み方法について、中小企業診断士や社会保険労務士による相談</p> <p>② 各種給付、支援等の活用や申請のサポート</p> <p>※(公財)世田谷区産業振興公社のHPから事前予約制(電話での予約も可能)</p>	<p>【(公財)世田谷区産業振興公社 事業総合経営相談窓口】</p> <p>TEL: 03-3411-6608</p> <p>開設期間: 令和2年7月20日~令和2年9月30日(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前9時~午後5時</p>
・ 労働者 事業者	相談	労働相談全般(世田谷区)	<p>【対象】 区内在住、在勤の働く方及び区内中小事業者</p> <p>相談は無料ですが通話料金はかかります。(一人30分以内)</p>	<p>【社会保険労務士による「新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談」】</p> <p>TEL: 03-6805-3171</p> <p>※電話の受付時間 平日の9時~17時(土、日、祝日を除く)</p>
事業者	貸付	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資	<p>【受付期間】 令和2年9月30日まで 【本人負担利率】 0%</p> <p>【融資限度額】 500万円以内※創業3か月以上1年未満の事業者は、300万円以内 【信用保証料】 区が全額補助(1,000円未満切り捨て) 【融資期間】 5年以内(据置期間6か月以内を含む)</p> <p>・セーフティネット4号、5号いずれかの認定を受けることが条件。</p>	<p>【世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンター】</p> <p>TEL: 03-3411-6608</p> <p>受付時間: 午前9時~午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く)</p> <p>感染症拡大予防と手続きの迅速化のため、郵送申請、金融機関による代行申請に切り替えました。(予約システムの運用は終了)</p>
事業者	貸付	実質無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>【融資限度額】 中小企業事業6億円(2億円)、国民生活事業8千万円(4千万円)※()内の金額は当初3年間で実質無利子の限度額 ※金額については7月1日付変更</p> <p>【融資期間】 設備20年以内(据置期間5年以内を含む)、運転15年以内(据置期間5年以内を含む)</p>	<p>【(平日)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル】</p> <p>TEL: 0120-154-505</p> <p>【(土日・祝日)日本政策金融公庫】</p> <p>TEL: 0120-327-790 (中小企業事業)</p> <p>0120-112-476 (国民生活事業)</p>

対象者	分類	支援メニュー	内容	連絡先（電話番号）
事業者	貸付	民間金融機関における実質無利子・無担保融資（経済産業省）	<p>【融資限度額】 4千万円</p> <p>【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の保証料を売上高減少に応じて半額又は全額補助する。）</p> <p>【融資期間】 10年以内（据置期間5年以内）</p>	<p>【申請は各金融機関へ（金融機関がワンストップで申請手続きを行う。）】</p> <p>【相談窓口】</p> <p>経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口</p> <p>TEL：0570-783-183</p>
事業者	貸付	特例緊急経営安定貸付(中小企業基盤整備機構)	<p>【対象】 最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少している共済契約者</p> <p>【借入額】 50万円～500万円（借入期間4年）、505万円～2千万円（借入期間6年）※据置期間1年間【利率】年0%(無利子)</p>	<p>【独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室(コールセンター)】</p> <p>TEL：050-5541-7171（平日9時～18時）</p>
事業者	給付	持続化給付金（中小企業庁）	<p>【対象】 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者（資本金10億円以上の大企業を除く、中小企業、小規模事業者、フリーランス含む個人事業者等）</p> <p>【内容】 法人200万円、個人事業者等100万円を上限に、指定した算出方法により現金で給付。</p>	<p>【持続化給付金事業 コールセンター】</p> <p>TEL：0120-279-292</p> <p>【9月～2月】 日曜日～金曜日 8時30分～19時（土・祝日除く）</p> <p>受付期間 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで</p> <p>【申請サポート会場（来訪には事前予約が必要です）】</p> <p>駒沢会場（世田谷区駒沢4-35-10ヨネビル246-1F）他</p> <p>予約窓口TEL：0570-077-866 全日対応9時～18時</p>
事業者	給付	家賃支援給付金（経済産業省）	<p>【対象】 5月～12月の売上高が1か月で前年同月比50%以上減少または連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少しており、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払う事業者（資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス含む個人事業者等）</p> <p>【内容】 法人に600万円、個人事業者に300万円を上限に、指定した算出方法により現金で給付</p>	<p>【家賃支援給付金コールセンター】</p> <p>TEL：0120-653-930</p> <p>受付時間：8時30分～19時</p> <p>9月1日以降 平日・日曜日対応（土曜日、祝日を除く）</p> <p>受付期間：令和2年7月14日～令和3年1月15日まで</p> <p>【申請サポート会場（来訪には事前予約が必要です）】</p> <p>玉川高島屋S/C西館1Fアリーナホール（世田谷区玉川3-17-1）他</p> <p>予約窓口TEL：0120-150-413 全日対応9時～18時</p>

対象者	分類	支援メニュー	内容	連絡先（電話番号）
事業者	給付	東京都家賃等支援給付金（東京都）	<p>・家賃支援給付金（経済産業省）に独自の上乗せ給付（3か月分）を実施</p> <p>【対象】 ①家賃支援給付金（経済産業省）の給付決定を受けていること、②都内に本店又は支店等のある中小企業等又は個人事業主であること、③都内の土地又は建物において、家賃等の支払いを行っていること</p> <p>【内容】 都の給付額＝家賃等の総額（月額）×給付率×3</p>	<p>【東京都家賃等支援給付金コールセンター】</p> <p>TEL：03-6626-3300</p> <p>受付時間：9時～19時（土曜日・日曜日・祝日含む毎日、11月以降は土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く）</p> <p>受付期間：令和2年8月17日～令和3年2月15日まで</p>
事業者	給付	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（東京都）	<p>『8月実施分』</p> <p>【対象】 ①東京都の営業時間短縮要請を受けた、酒類の提供を伴う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等、②夜22時00分から翌朝5時00分までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、朝5時00分から夜22時00分までの間に営業時間を短縮した場合、③要請を行う全期間（令和2年8月3日から31日まで）において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと、④ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと</p> <p>【内容】 一事業者あたり、一律20万円を支給</p>	<p>【東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター】</p> <p>TEL：03-5388-0567</p> <p>受付時間：9時～19時 全日対応</p> <p>【受付期間】</p> <p>『8月実施分』 令和2年9月1日～9月30日</p> <p>『9月実施分』 令和2年10月1日～10月30日</p>
			<p>『9月実施分』</p> <p>【追加】 23区内の上記対象事業者に対し、令和2年9月1日から15日まで営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた場合に、一事業者あたり、一律15万円を支給（その他詳細は同上）</p>	
事業者	助成	雇用調整助成金（厚生労働省）	<p>【対象】 労働者に一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った事業主</p> <p>【助成金】 休業手当等の一部を助成。（一定の要件を満たす場合は全部。ただし1人1日あたり15,000円が上限）※6月12日付変更</p>	<p>【申請、特例措置の内容の問い合わせ】</p> <p>ハローワーク渋谷 TEL：03-3476-8609</p> <p>※上記「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」での相談も可能。</p>

対象者	分類	支援メニュー	内容	連絡先（電話番号）
事業者	助成	小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）	<p><u>1 労働者を雇用する事業主の方</u> 日額8,330円（4月1日以降は15,000円）を上限に、有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額の助成金 ※6月12日付変更</p> <p><u>2 委託を受けて個人で仕事をする方</u> 就業できなかった日について、1日あたり4,100円（4月1日以降は7,500円）（定額）の支援金 ※6月12日付変更</p>	<p>【支給要件、申請等手続きの問い合わせ】 「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」 TEL：0120-60-3999 受付時間 9時～21時(土日祝日含む) ※雇用調整助成金についての相談も可能。</p>
事業者	助成	業態転換支援事業（東京都）	<p>【対象】 外出自粛要請等に伴い、売上が落ち込んでおり、新たなサービスにより売上の確保に取り組む都内中小飲食事業者。 【助成内容】 経費の一部を助成。限度額100万円（助成率：助成対象経費の4/5以内）</p>	<p>【東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当】 TEL：03-5822-7232（平日 9時～16時30分） 順次受付、最終受付は令和2年11月25日を予定。</p>
事業者	助成	世田谷区業態転換及び新ビジネス創出支援補助事業	<p>【対象】 6月22日以降に業態転換や経営の多角化に向けた事業を開始した次の①～⑥のいずれかに該当する法人等。 ①会社および会社に準ずる営利法人②個人事業主③特定非営利活動法人④一般社団法人⑤医療法人⑥社会福祉法人 【助成内容】 経費の一部を助成。限度額1事業者あたり10万円（20事業者まで共同申請可）（助成率：助成対象経費の2/3以内）（ただし、国・都道府県・区市町村等が実施する他の制度（補助金）から支援を受けていないこと）</p>	<p>【経済産業部商業課商業係】 TEL：03-3411-6668 受付時間：9時～17時（土日祝を除く）</p>

対象者	分類	支援メニュー	内容	連絡先（電話番号）
事業者	助成	世田谷区クラウドファンディング支援事業	<p>【対象】 区内に事務所又は事業所を有する中小事業者等であり、新たな商品・製品・サービス開発などに取組み、購入型のクラウドファンディングを実施する飲食店、物販店、ものづくり事業者等。</p> <p>【支援内容】 クラウドファンディングプラットフォーム「Makuake」内に、世田谷区の特設応援ページを作成し、各プロジェクトをPRする。クラウドファンディング実施手数料を(公財)世田谷区産業振興公社が支援する。</p>	<p>【(公財)世田谷区産業振興公社】 TEL：03-3411-6715 受付時間：9時～17時（土日祝を除く） ※応募要件や必要書類など詳しくは、(公財)世田谷区産業振興公社のホームページ（https://www.setagaya-icl.or.jp/）をご覧ください。</p>
労働者	貸付	東京都中小企業従業員生活資金融資制度（東京都）	<p>【対象】 次の条件をすべて満たす中小企業で働いている従業員 ①現在の勤務先に6か月以上勤務している方、②現住所に3か月以上居住し、勤務先か住所のいずれかが都内の方、③年間収入（税込）が800万円以下の方、④住民税を滞納していない方、⑤資金用途が生活のためであって、返済の見込みのある方 【融資限度額】 100万円 【融資期間】 5年以内 【利率】 1.8%（全額都が負担） 【保証料】 全額都が負担</p>	<p>【申請窓口】 中央労働金庫（都内本支店またはローンセンター） ※事前にお近くの店舗にお電話にてご予約の上、ご来店ください。 世田谷支店TEL：03-3420-2111</p>
労働者	給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省）	<p>【対象】 令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業し、休業中に休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者 【内容】 休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給。</p>	<p>【支給要件、申請等手続きの問い合わせ】 「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター」 TEL：0120-221-276 受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～20時（土日祝 8時30分～17時15分）</p>

対象者	分類	支援メニュー	内容	連絡先（電話番号）
区民	貸付	社会福祉協議会の緊急小口資金（特例貸付）	【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯【貸付額】20万円以内（一括交付）【貸付金交付】申請から交付まで休日を除き1週間程度【据置期間】1年以内【返済期間】2年以内（24回以内）【連帯保証人】不要【利子】無利子	【（社福）世田谷区社会福祉協議会 緊急小口資金事務局】 TEL：03-5429-2360 感染拡大予防と手続きの迅速化のため、社会福祉協議会ホームページから申請書のダウンロード、郵送での申請を受付けております。
区民	給付	住居確保給付金	・離職等の方の就労を支援するための家賃助成(3ヶ月間) 【対象】2年以内に離職または休業等により収入が減少し離職等と同等の状況にある方【支給上限額】単身世帯で53,700円、2人世帯で64,000円、3人世帯で69,800円※HPに動画による制度説明や記入方法の解説あり。	【（社福）世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷】 TEL：03-5431-5355 感染拡大予防と手続きの迅速化のため、社会福祉協議会ホームページから申請書のダウンロード、郵送での申請を受付けております。

※特別定額給付金について「コールセンター」※世田谷区の申請は8月27日をもって終了しました。

（世田谷区）TEL：03-6738-9205 受付時間 8時30分～18時（土、日、祝日を除く）

（総務省）TEL：0120-260-020 受付時間 9時～20時（土、日、祝日含む）